山陽小野田市水道局指定給水装置工事事業者更新申請要領

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年(2019年)10月1日に施行されたことに伴い、令和元年(2019年)10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

更新の対象となる事業者の方には、更新時期が近づきましたら山陽小野田市水道局より申請方法等に関するご案内文書をお送りしますので、申請書類及び添付書類のご提出をお願い致します。ただし、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

なお、<u>有効期間内に更新申請手続きを行わない場合、資格の失効となります</u>のでご 注意ください。

〈指定更新の要件〉

水道法第25条の3(指定の基準)を準用します。

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 欠格要件に該当しない者であること。 (下記の誓約書(様式第2) のイからへを参照のこと)

〈申請書類〉(山陽小野田市水道局ホームページよりダウンロードしてください。)

- 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第 1)
 - (1) 申請者欄は、登記簿謄本、住民票の写しのとおり記入してください。 郵便番号、電話番号、ファックス番号も記入してください。
 - (2) 役員欄は、代表取締役から監査役までの役員全員について記入してください。 (個人の場合は、記入不要)
 - (3) 事業の範囲欄は、登記簿謄本の「目的」欄等を参考にし、記入してください。

2. 誓約書 (様式第2)

下記のイからへまでの事項に該当しないものであることを証明するものです。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として 厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 山陽小野田市水道局指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる 相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちに上記のイからホまでのいずれかに該当するも のがあるもの

- **3.機械器具調書** (別表) (以下1から4の種別ごとに記入してください。1種別でも 欠けている場合、指定ができません。)
 - (1) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
 - ※メーカー名及び型式を詳しく記載してください。

4. 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項(別紙1)

事業の運営に関する基準(水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条)に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認を行います。

- (1) 給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 給水装置工事事業者の業務内容
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ※確認事項の回答については指定の要件ではありませんが、山陽小野田市水道局では、これらの項目を指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図るための重要な課題と考えておりますので、回答にご協力くださいます様、お願い致します。
- ※様式の記入要領をよく読んで記入してください。
- ※研修会、講習会受講証明書、資格を有することの証明書の写し等を添付してくだ さい。

〈添付書類〉

法人の場合

- 1. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (発行日から3カ月以内のもの。写しは不可)
- 2. 定款(写しに奥書証明をしたもの)
 - ※定款の奥書証明の記入例

定款の後ろ余白部分に「この写しは、原本と相違ありません。」と記入し、その下に日付、本店所在地、商号、代表者職氏名を記入してください。

- 3. 機械器具調書に記載されている全部の機械器具の写真
- 4. 給水装置工事主任技術者免状の写し (選任している主任技術者全員分を添付してください。)
- 5. 更新申請手数料領収書の写し

(更新手続き案内文書送付時に、申請手数料の請求書を同封しますので、更新申請書提出日までに金融機関窓口又は山陽小野田市水道局窓口にてお支払いください。申請書提出時に領収書(写し可)の確認を行います。)

6. 旧指定給水装置工事事業者証(更新後の指定証交付時に返納してください。) ※指定の更新について決定しましたら、更新後の指定証の交付及び旧指定証の 返納についてお知らせします。

個人の場合

- 1. 住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)
- 2. 機械器具調書に記載されている全部の機械器具の写真
- 3. 給水装置工事主任技術者免状の写し (選任している主任技術者全員分を添付してください。)
- 4. 更新申請手数料領収書の写し

(更新手続き案内文書送付時に、更新申請手数料の請求書を同封しますので、 更新申請書提出日までに金融機関窓口又は山陽小野田市水道局窓口にてお支払 いください。申請書提出時に領収書(写し可)の確認を行います。)

5. 旧指定給水装置工事事業者証(更新後の指定証交付時に返納してください。) ※指定の更新について決定しましたら、更新後の指定証の交付及び旧指定証の 返納についてお知らせします。

〈更新申請の時期〉

更新の対象となる事業者の方には、更新時期が近づきましたら山陽小野田市水道局より郵送で案内文書をお送りし、更新申請書の受付期間等をお知らせします。窓口の混雑を避けるため、指定の有効期間の範囲内でグループ分けし、申請時期を設定しますので、ご協力をお願い致します。

〈更新申請手数料〉

¥10,000円(非課税)

(更新申請案内文書送付時に請求書を同封しますので、更新申請書類の提出日までに お支払いください。更新申請書類に領収書の写しを添付してください。)

〈提出先・提出方法〉

提出先 山口県山陽小野田市新生一丁目8番22号

山陽小野田市水道局 総務課 監理係

Tel 0836-83-4111 Fax 0836-83-4597

提出方法 上記提出先へ直接(受付時間:8:30~17:15 (閉庁日は、

除く)) または郵送(受付期間最終日の17時15分までに必着

のこと。) にて提出してください。

〈その他注意事項〉

- ・有効期間内に更新申請手続きを行わない場合、資格の失効となりますのでご注意ください。
- ・指定事項の変更や給水装置工事主任技術者の選任・解任がある場合は届出が必要です。事前に変更手続きをお願いします。(変更の届出については、山陽小野田市水道局指定給水装置工事事業者指定事項変更届のページをご覧ください。)
- ・休止の届出を出されている事業者の方も指定の更新を希望される場合は、有効期限 内での更新手続きが必要です。ただし、指定の要件を満たさなくなったという理由で 休止している場合は、申請時点で指定の要件を満たしていない場合は、更新ができま せん。